

w5105P-00

合格革命

売上  
No. 1

2024 年度版

# 行政書士

## 基本問題集

行政書士試験研究会

最新本試験も含めた精選350問で合格力アップ!

過去問 + オリジナル問題で  
重要論点を完全マスター



「基本テキスト」に  
完全準拠

早稲田経営出版

TAC PUBLISHING Group



### 本書における法令基準日および法改正情報

本書は、令和5年11月13日現在の施行法令および令和5年11月13日現在において令和6年4月1日までに施行されることが確定している法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和6年4月1日施行の改正法令が成立、または判例変更があった場合は、下記ホームページの早稲田経営出版・行政書士「法改正情報」コーナーに、法改正情報を適宜掲載いたします。

TAC出版書籍販売サイト・サイバーブックストア  
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

## はじめに

受験生話を聞いていると、「テキストを何回も読んでいるのに合格できない」「資格学校に通って何年も講義を聴いているのに合格できない」といった悩みを抱えている人が多いようです。テキストを何回も読んだり講義を何年も聴いたりしているのですから、決して勉強自体をしていないわけではありません。

それでは、なぜ合格できないのでしょうか？ それは、問題を解いていないからです。当たり前のことですが、行政書士試験では、問題が解けなければ1点も取ることはできません。いくらテキストを読みこんだりマーカーをたくさん引いたりしたところで、試験当日に「このテキストを読みなさい」とか「重要ところにマーカーを引きなさい」といった出題はされないのです。したがって、行政書士試験に合格するためには、普段から問題を解く訓練をする必要があるのです。

ただ、問題を解く訓練といっても、何でもよいからとにかく問題集を解けばよいというものではありません。従来の行政書士試験用の問題集は、テキストとのリンクがなされていないものが多く、問題集を解いてもそこで出てきた知識がテキストのどこに書いてあるかがわからず（ひどいものになると、そもそもテキストに書いてなく）、非常に使いづらいものばかりでした。そこで、本書では、1つの選択肢ごとに『基本テキスト』の参照ページを付けるという「革命的」な試みをし、受験生のみなさんが効率的に学習できるようにしています。

また、本書は、絶対に押さえておくべき重要過去問を中心に出题しつつ、過去問では不十分なテーマについてはオリジナル問題で補充していますので、出題範囲を網羅的に問題演習することができます。さらに、単に問題と解説を掲載するだけでなく、「キーワード（用語解説）」「ポイント（問題の着眼点）」「解答のテクニック」といったお役立ち情報も満載なので、これ1冊で「革命的」に実力を伸ばすことができます。

本書は、受験生のみなさんが行政書士試験という堅固な要塞を攻略し、「合格革命」を成功させるための最強の武器となってくれることでしょう。

2023年11月

行政書士試験研究会

# 目次

本書の特長と使い方	6
合格革命シリーズの紹介と合格への道のり	8
～これは使える～ 革命的！解答テクニック	10

## 第1部 憲法

50問

科目別ガイドンス	20
第1章 総論	24
第2章 人権	26
第3章 統治	98

## 第2部 行政法

110問

科目別ガイドンス	138
第1章 行政法の一般的な法理論	144
第2章 行政手続法	200
第3章 行政不服審査法	238
第4章 行政事件訴訟法	258
第5章 国家賠償法・損失補償	324
第6章 地方自治法	346

## 第3部 民法

85問

科目別ガイドンス	378
第1章 総則	384
第2章 物権	420
第3章 債権	462
第4章 親族	540
第5章 相続	548

## 第4部 商法

30問

科目別ガイダンス	558
第1章 商法	562
第2章 会社法	574

## 第5部 基礎法学

15問

科目別ガイダンス	626
第1章 法学概論	628
第2章 紛争解決制度	648

## 第6部 基礎知識

60問

科目別ガイダンス	660
第1章 一般知識	664
第2章 業務関連諸法令	718
第3章 情報通信	728
第4章 個人情報保護	744
第5章 文章理解	762

# 本書の特長と使い方

**1** 各問題のテーマを示しています。

**2** 過去問の場合は、出題年度と問題番号を明記しています（平成18年度問題4であれば、平18-4としています）。また、法改正などにより過去問を改編した場合は、問題番号の後に「改」と付けています。なお、オリジナル問題の場合は、「オリジナル問題」と記載しています。

**3** 本試験での出題可能性の高いものから順にA～Cのランクを付しています。時間のない人は、Aランクの問題だけでも解いておきましょう。

第1部 憲法

第1章 総論

1

天皇

Check!



平18-4

難易度

普

重要度

B

次のア～オの記述のうち、憲法上、天皇の国事行為として認められていないものはいくつあるか。

- ア 内閣総理大臣の指名
- イ 憲法改正、法律、政令及び条約の裁可
- ウ 国務大臣の任免

**5** 問題を解く際のヒントです。問題を一読してわからない場合は、ヒントを参考にしながら解いてみるとよいでしょう。

**4** 各問題の難易度を示しています。  
**易**…確実に正解したい基本的な問題  
**普**…できれば正解したい合否を分けるレベルの問題  
**難**…間違えても仕方ないといえる応用的な問題



瑕疵ある行政行為であったことを理由になされるのが「取消し」、行政行為後の事情の変化を理由になされるのが「撤回」である。肢1～肢5が「取消し」と「撤回」のどちらに当たるかを判断していこう。

## 解説

ア **認められていない** 天皇の国事行為は、内閣総理大臣の**任命**であり（6条1項）、指名ではありません。なお、内閣総理大臣の指名は、国会の権能です（67条1項）。 テキスト p.11、12

イ **認められていない** 天皇の国事行為は、憲法改正、法律、政令及び条約を**公布**することであり（7条1号）、裁可することではありません。なお、裁可

**6** 『基本テキスト』の参照ページを示しています。正誤判断ができない知識が出てきたら、『基本テキスト』の該当部分にマーカーを引いておき、定期的にその部分を見直すようにすると、効率的に知識が定着します。

**7** 正誤判断のポイントの色を変えていますので、なぜその答えなのかが一目でわかるようになっていきます。

**正解 2**

**8** 各問題の正解番号を示しています。

### 解答のテクニック

#### 5 肢択一式の穴埋め問題の解き方

5肢択一式の穴埋め問題では、全部の空欄を埋めなくても正解が出せることが多いので（本問でも  は埋めていません）、確実にわかる部分から空欄を埋

**9** 問題を解く際に役立つテクニックを紹介しています。

**10** その問題で出てきたキーワードの意味を解説しています。

#### キーワード 天皇の国事行為

天皇の国事行為とは、天皇が行う形式的・儀礼的な行為のことです。これは、6条に2個、7条に10個定められています。

**11** 問題を解く際の着眼点（注意すべき点）を示しています。

#### ポイント 細かい知識は無視

本問は、肢5において手続的デュープロセス論というアメリカの学説が出てきますが、この学説を知らなくても、肢4が「妥当である」と判断できれば正解することができます。

# 合格革命シリーズの紹介と合格への道のり

以下では、「合格革命シリーズ」の内容とその効果的な使い方を紹介します（なお、書名と刊行時期は変更される場合があります）。各書籍の特長をよく理解して、効果的な学習をしてください。

学習スタート

1

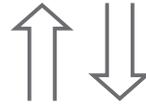
## 『スタートダッシュ』

行政書士試験合格のための「初めの一歩」として、行政書士の試験制度や頻出テーマの概要を押さえることで、今後の学習をスムーズにすることができます。また、法律学習の最も基本である条文の読み方についても、この1冊でマスターすることができます。

2

## 『基本テキスト』

行政書士試験合格に必要な知識を厳選した上で、その知識を豊富な図表を使って整理していますので、これ1冊で行政書士試験合格に必要な知識がインプットできます。全ページカラーですから見やすいのはもちろん、「よくある質問」「引っかけ注意！」「受験テクニック」「記述対策」といった側注も充実しており、読んでいて飽きない工夫が満載です。



3

## 『基本問題集』

今ココ

絶対に押さえておくべき重要過去問を中心に出題しつつ、過去問では不十分なテーマについてはオリジナル問題で補充することで、出題範囲を網羅的に問題演習することができます。また、選択肢の1つ1つに『基本テキスト』の参照ページを付けていますので、簡単に復習することができ、『基本テキスト』の知識を定着させるのに最適です。

入門期

概要をマスター！

実力養成期

必要な知識を定着！

## 4 『肢別過去問集』

(2023年12月刊行)

法令科目と情報通信・個人情報保護の過去問を1肢ごとに分解して、詳細な解説を掲載した、1問1答○×式の問題集です。過去問学習による知識の確認・定着に最適です。

## 5 『一問一答式出るとこ千問ノック』

(2024年1月刊行)

『基本テキスト』の本文部分と基本事項の側注(赤色部分)を素材として、1問1答○×式のオリジナル問題を1000問出題しています。コンパクトサイズで、いつでもどこでも択一式対策を進めることができます。また、全問オリジナル問題ですから、過去問だけでは物足りない、不安だという人にもオススメです。



## 6 『40字記述式・多肢選択式問題集』

(2024年2月刊行)

条文・判例の穴埋め問題で、記述式問題の素材となる条文・判例の文言を押さえていく<基礎編>から、本試験と同様に事例形式のオリジナル問題を出題している<応用編>へと進むようになっており、無理なく40字記述式対策が進められます。また、多肢選択式問題も掲載していますから、多肢選択式対策もこの1冊で万全です。

## 7

### 『法改正と直前予想模試』

(2024年4月刊行)

3時間で60問という本試験と同様の実戦演習を3回分行うことができます。もちろん、ヤマ当ても十分に期待できます。また、行政書士試験はその年の4月1日現在施行されている法律に基づいて実施されますので、その時点で判明している法改正情報も掲載します。



弱点克服期

苦手分野を克服!

総仕上げ期

実力を最終チェック!

～これは使える～

## 革命的！解答テクニック

このコーナーでは、読者のみなさんがこれから問題演習をするに当たり、是非とも知っておいていただきたい「革命的！解答テクニック」を伝授していきます。このテクニックを駆使することで、**短時間でミスなく**問題を解き進めることができるでしょう。

「革命的！解答テクニック」を使いながら本書の問題をくり返し解き、本試験までにこのテクニックを身に付けておきましょう！

### 1 5肢択一式問題の解き方

#### 1. 問題文に○と×を大きく書く

行政書士試験の問題では、「正しいもの（妥当なもの）はどれか」という問題と、「誤っているもの（妥当でないもの）はどれか」という問題が混在しています。したがって、何となく問題を解いていると、「誤っているものはどれか」という問題で正しいものを選んでしまうなど、知識はあるのに間違えてしまうといった事態が往々にして生じてきます。これはもったいないことです。

そこで、どちらが問われているかを瞬時に判断できるように、「**正しいもの（妥当なもの）はどれか**」とあれば○を、「**誤っているもの（妥当でないもの）はどれか**」とあれば×を、以下のように問題文に大きく書いておきます。

問題1 次の記述のうち、日本の首都として、**正しいもの**はどれか。

- 1 札幌
- 2 東京
- 3 名古屋
- 4 京都
- 5 大阪

## 2. 単純正誤問題では、各肢の正誤判断をしてその結果を横に書き、記号が一致したものを選ぶ

行政書士試験では、「正しいもの（妥当なもの）はどれか」といった形式の単純正誤問題が最も多く出題されます。このような形式の問題では、各肢の正誤判断をし、「正しい（妥当である）」と判断した肢の横には○を、「誤り（妥当でない）」と判断した肢の横には×を書いていきます。そして、問題文の記号と肢の横の記号が一致したものが正解となります（問題1の正解は「2」となります）。

このように、ビジュアルでどれが正解かわかるようにしておく、ケアレスミスの防止に役立ちます。

問題1 次の記述のうち、日本の首都として、正しいものはどれか。

- × 1 札幌
- 2 東京
- × 3 名古屋
- × 4 京都
- × 5 大阪

一致

正解は「2」

問題2 次の記述のうち、関東地方にある県として、誤っているものはどれか。

- 1 埼玉県
- 2 千葉県
- 3 神奈川県
- × 4 沖縄県
- 5 群馬県

一致

正解は「4」

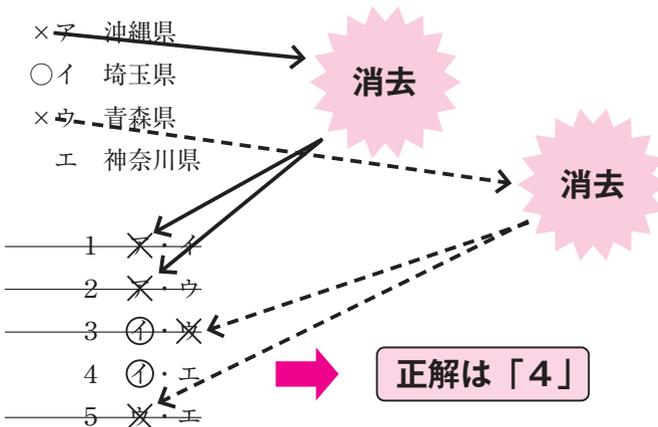
### 3. 組合せ問題では、各肢の正誤判断をしてその結果を書き、記号が一致しないものを含む組合せを消去していく（消去法）

行政書士試験では、「正しいもの（妥当なもの）の組合せはどれか」といった形式の組合せ問題も出題されます。このような形式の問題では、各肢の正誤判断をしてその結果を横に書き、**記号が一致しないものを含む組合せを消去**していきます。このようなテクニックを**消去法**といいます。

例えば、問題3で、**肢アが誤り（×）とわかったら、アに×を付け、アを含む「1」「2」を消去**します。次に、肢イが正しい（○）とわかったら、イに○を付けます（記号が一致するので、ここでは消去しません）。次に、**肢ウが誤り（×）とわかったら、ウに×を付け、ウを含む「3」「5」を消去**します。そして、残った組合せが正解となります（問題3の正解は「4」となります）。

このように、**組合せ問題ではすべての肢を検討しなくても正解が出る**ようになっていますので（問題3では肢エは検討していません）、消去法を駆使して時間と労力を温存しましょう。

問題3 次のア～エの記述のうち、関東地方にある県として、**正しいもの**の組合せはどれか。



#### 4. 個数問題では、各肢の正誤判断をしてその結果を横に書き、記号が一致するものの個数を数えていく

行政書士試験では、「誤っているもの（妥当でないもの）はいくつあるか」といった形式の個数問題も出題されます。このような形式の問題では、各肢の正誤判断をしてその結果を横に書き、**記号が一致するものの個数を数えていきます**。

例えば、問題4では、誤っているもの（×）の個数が問われていますから、×が付いている肢の個数を数えていきます（問題4の正解は「3」となります）。

なお、個数問題はすべての肢の正誤が判断できなければ正解できず、出題形式としては最も厳しいものであり、受験生の正答率も低くなっています。そこで、個数問題が本試験で出題された場合は、**いったん飛ばしておき、最後に時間が余ったら解くようにする**とよいでしょう。

問題4 次のア～オの記述のうち、関東地方にある県として、~~誤っているものは~~いくつあるか。

× ~~ア~~ 沖縄県  
○ イ 埼玉県  
× ~~ウ~~ 青森県  
○ エ 神奈川県  
× ~~オ~~ 鹿児島県

三つ

正解は「3」

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ



## 2 多肢選択式問題の解き方

### 1. まずは知識で空欄を埋めてみる

まずは問題文を読んで、**選択肢を見ずに自分の知識で空欄を埋めてみます**。そして、空欄を埋めた後に選択肢を見て、埋めた語句が選択肢の中にあれば、それが解答となりますので、選択肢の左横に「ア」「イ」といった感じで空欄の記号を書いておきます。

1 中野区	2 沖縄県	イ	3 埼玉県	4 青森県	5 中部地方
6 鹿児島県	7 近畿地方	8 大田区	ア	9 関東地方	10 世田谷区
11 千葉県	エ	12 新宿区	13 東北地方	14 茨城県	15 群馬県
16 九州地方	17 栃木県	18 愛知県	19 豊島区	ウ	20 神奈川県

### 2. 埋まらない空欄は選択肢をグループ分けして推測する

次に、自分の知識で埋まらなかった空欄は、選択肢を見てそこから推測することになります。その際、**選択肢をグループ分けしておく**と、**推測しやすくなります**。

例えば、問題5では、「～地方」「～県」「～区」といった3つのグループに分けることができますので、それぞれ○△□などでマークしておきます。そして、問題文2行目に「イ や ウ などの県がある」と書いてあることから、イ と ウ には県のグループである△の選択肢が、問題文3～4行目に「東京都庁がある区は、エ である」と書いてあることから、エ には区のグループである□の選択肢が入ることがわかります。また、残ったア には地方のグループである○の選択肢が入ることがわかります。

このように、グループ分けによって選択肢を絞ることができ、20分の1の確率であったものを5分の1や10分の1といった確率にまで上げることができるのです。

問題5 次の文章の空欄 [ア] ~ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢 (1 ~ 20) から選びなさい。

日本の首都は東京であり、これは [ア] にある。[ア] には、首都である東京のほかにも、[イ] や [ウ] などの県がある。そして、[イ] の県庁所在地はさいたま市であり、[ウ] の県庁所在地は横浜市である。なお、東京都庁がある区は、[エ] である。

1	中野区	2	沖縄県	3	埼玉県	4	青森県	5	中部地方
6	鹿児島県	7	近畿地方	8	大田区	9	関東地方	10	世田谷区
11	千葉県	12	新宿区	13	東北地方	14	茨城県	15	群馬県
16	九州地方	17	栃木県	18	愛知県	19	豊島区	20	神奈川県

### 3 記述式問題の解き方

#### 1. 何を記述する必要があるかを把握する

まずは何を記述する必要があるかを把握するために、問題文を読んで、**記述すべき事項について書いてある部分に波線を引きます。**

例えば、問題6では、「首都とは、その国の中央政府の所在地であり、通常は、元首がそこに居住するものとされている」の部分は単なる問題の前提であり、記述すべき事項は「日本の首都はどこであり、それは何と呼ばれる地方に存在するか」の部分ですから、そこに波線を引いておきます。

問題6 首都とは、その国の中央政府の所在地であり、通常は、元首がそこに居住するものとされている。それでは、日本の首都はどこであり、それは何と呼ばれる地方に存在するか。40字程度で記述しなさい。

## 2. 問題用紙の「下書用」のマスに解答を記述する

次に、一度、問題用紙の「下書用」のマスに解答を記述してみます。この時点では、字数をオーバーしてもよいので、思いつく限りのことを記述していきます。

その際、先ほど波線を引いた部分にそのまま答えるような形で解答を記述します。例えば、先ほどの問題では、「日本の首都は〇〇であり、それは△△と呼ばれる地方に存在する。」という形で記述します。

(下書用)	10										15			
日	本	の	首	都	は	人	口	の	非	常	に	多	い	東
京	で	あ	り	、	そ	れ	は	本	州	の	中	心	に	位
置	す	る	関	東	地	方	と	呼	ば	れ	る	地	方	に

存在する。

## 3. 「下書用」のマスに記述した解答を45マスにおさまるよう不要な部分を削る

「下書用」のマスに記述した解答が45マスをオーバーしていた場合、不要な修飾語などを削って45マスにおさまるようにします。

(下書用)	10										15			
日	本	の	首	都	は	<del>大</del>	<del>口</del>	<del>の</del>	<del>非</del>	<del>常</del>	<del>に</del>	<del>多</del>	<del>い</del>	東
京	で	あ	り	、	そ	れ	は	<del>本</del>	<del>州</del>	<del>の</del>	<del>中</del>	<del>心</del>	<del>に</del>	位
<del>置</del>	<del>す</del>	<del>る</del>	関	東	地	方	と	呼	ば	れ	る	地	方	に

存在する。

#### 4. 45マスにおさめた文章を解答用紙のマスに記述する

不要な部分を削って45マスにおさまったなら、それを解答用紙のマスに記述します。その際、誤字・脱字などに十分注意しましょう。誤字・脱字は減点の対象となります（講師が本試験で実証済みです）。

10										15				
日	本	の	首	都	は	東	京	で	あ	り	、	そ	れ	は
関	東	地	方	と	呼	ば	れ	る	地	方	に	存	在	す
る	。													

第 1 部

# 憲 法

# 科目別ガイダンス

## 1 出題傾向表

直近10年間（平成26年度～令和5年度）の本試験の出題傾向を表にまとめました（○：そのテーマから出題、△：肢の1つとして出題、多：多肢選択式で出題）。

### (1) 総論

		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
憲法の意味	憲法の特徴				△						
	憲法の基本原理										
天皇	天皇の地位				△						
	皇位継承										
	天皇の権能					○		△			△
	皇室の財産授受の議決										△

### (2) 人権

		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
人権総論	人権の分類		○								
	人権の享有主体		○		△						
	人権の限界				△	多	△	○			△
	人権の私人間効力		○			○					
幸福追求権及び法の下の平等	幸福追求権	○	○						○		
	法の下の平等	○	○				○				
精神的自由権	思想及び良心の自由										
	信教の自由			○					○		
	表現の自由		多	多	多		△多	○		○	△多
	学問の自由					○	△				
経済的自由権	職業選択の自由	○								○	
	居住・移転の自由										
	外国移住・国籍離脱の自由										
	財産権				○				○		
人身の自由	奴隷的拘束及び苦役からの自由										
	法定手続の保障	△	多					○			△
	被疑者・被告人の権利								多	○	
社会権	生存権					○					
	教育を受ける権利				△		△				
	勤労の権利										
	労働基本権							多			
参政権	選挙権					○	△				
	被選挙権						△				

		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
受益権	請願権										△
	裁判を受ける権利										△
	国家賠償請求権										
	刑事補償請求権										△

## (3) 統治

		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
国会	権力分立										
	国会の地位								○		
	二院制			△							
	国会の活動			△						△	
	国会議員の特権			△			○				
	国会と議院の権能	△						○			○
内閣	行政権と内閣										
	内閣の組織	△			△					△	
	議院内閣制	△						△			
	内閣と内閣総理大臣の権能				△					△	△
裁判所	司法権		○					△		多	
	裁判所の組織と権能	△		○			△				△
	司法権の独立						△				△
	違憲審査権	多			△						△
	裁判の公開									○	△
財政	財政の基本原則										
	財政監督の方式		○		○					△	○
地方自治・ 憲法改正	地方自治								△		
	憲法改正				△						

## 2 分析と対策

### (1) 学習指針

行政書士試験の憲法は、ほとんどが「人権」と「統治」から出題され、「総論」から出題されることは稀です。そこで、まずは「人権」と「統治」をしっかりと学習し、余裕があれば「総論」も学習するといった順序が効率的です。

### (2) 学習内容

#### ① 人権

「人権」では、「精神的自由権」（特に表現の自由）の出題頻度が高いので、「精神的自由権」については今年度も出題されるものと思って十分な学習をしておきましょう。また、「人権総論」や「幸福追求権及び法の下での平等」もよく出題されていますので、注意が必要です。

そして、「人権」では、最高裁判所の判例（ある事件について最高裁判所が示した判断）が出題されることが多いので、学習していて最高裁判所の判例が出てきたら、その都度読み込んでいくようにしましょう。なお、最高裁判所の判例は、合憲（憲法に違反しない）か違憲（憲法に違反する）かという結論のみならず、そこに至るまでの理由付け（判旨）についても出題されますので、理由付け（判旨）についてもしっかり押さえるようにしましょう。

#### ② 統治

「統治」では、ほとんどが「国会」「内閣」「裁判所」のいずれかからの出題であり、その他のテーマからの出題は稀ですから、「国会」「内閣」「裁判所」を重点的に学習しましょう。

そして、「統治」では、最高裁判所の判例に加えて、条文知識を問う問題もよく出題されますので、最高裁判所の判例のみならず条文も読み込んでおきましょう。

### (3) 近時の出題傾向

近時の行政書士試験の憲法では、簡単な問題（基本的な条文や最高裁判所の判例の知識を問う問題）と難しい問題（聞いたことのないような学説を問う問題や、試験会場でじっくり考えないと解けないような問題）の差が激しいという傾向があります。そこで、憲法では、簡単な問題は取りこぼしのないよう学習し、難しい問題は潔く捨てるといった姿勢が重要となります。

行政書士試験において、憲法は、300点中わずか28点分しか出題されません。

それにもかかわらず、憲法は最初に学習することが多い科目であるためか、ついつい学習しすぎてしまい、後半の科目に手がまわらないという人が多いようですので、注意しましょう。

#### (4) 得点目標

憲法では、**6割正解**できれば十分といえるでしょう（例年、簡単な問題が6割程度、難しい問題が4割程度出題されます）。

#### 【憲法の得点目標】

出題形式	出題数	得点目標
5肢択一式	5問（20点）	<b>3問（12点）</b>
多肢選択式	1問（8点満点）	<b>6点</b>

## 1

## 天皇

Check!



平18-4

難易度 普

重要度 B

次のア～オの記述のうち、憲法上、天皇の国事行為として認められていないものはいくつあるか。

- ア 内閣総理大臣の指名
- イ 憲法改正、法律、政令及び条約の裁可
- ウ 国務大臣の任免
- エ 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の決定
- オ 衆議院の解散

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

## 解説

- ア **認められていない** 天皇の国事行為は、内閣総理大臣の**任命**であり（6条1項）、指名ではありません。なお、内閣総理大臣の指名は、国会の権能です（67条1項）。 テキスト p.11、12
- イ **認められていない** 天皇の国事行為は、憲法改正、法律、政令及び条約を**公布**することであり（7条1号）、裁可することではありません。なお、裁可とは、大日本帝国憲法によって天皇に認められていた権能であり、法律に国民を拘束する潜在的な効力を付与する行為のことです。 テキスト p.12
- ウ **認められていない** 天皇の国事行為は、国務大臣の任免を**認証**することであり（7条5号）、任免それ自体ではありません。なお、国務大臣の任免それ自体は、内閣総理大臣の権能です（68条1項、2項）。 テキスト p.12
- エ **認められていない** 天皇の国事行為は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を**認証**することであり（7条6号）、これらを決定することではありません。なお、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の決定は、内閣の権能です（73条7号）。 テキスト p.13
- オ **認められている** **衆議院の解散**は、天皇の国事行為として認められています（7条3号）。なお、衆議院の解散とは、衆議院議員の任期満了前に衆議院議員全員の資格を失わせることです。 テキスト p.12



キーワード 天皇の国事行為

天皇の国事行為とは、天皇が行う形式的・儀礼的な行為のことです。これは、6条に2個、7条に10個定められています。

正解 4（ア・イ・ウ・エの四つ）

## 2

## 外国人の人権

Check!



平19-6

難易度 易

重要度 A

外国人の憲法上の権利に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして妥当でないものはどれか。

- 1 国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押なつを強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、また、この自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及ぶと解される。
- 2 日本に在留する外国人のうちでも、永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特に緊密な関係を持っている者に、法律によって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与することは、憲法上禁止されない。
- 3 普通地方公共団体は、条例等の定めるところによりその職員に在留外国人を採用することを認められているが、この際に、その処遇について合理的な理由に基づいて日本国民と異なる取扱いをすることは許される。
- 4 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国はその政治的判断によって決定することができ、限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たって、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される。
- 5 外国人は、憲法上日本に入国する自由を保障されていないが、憲法22条1項は、居住・移転の自由の一部として海外渡航の自由も保障していると解されるため、日本に在留する外国人が一時的に海外旅行のため出国し再入国する自由も認められる。

- 1 **妥当である** 最高裁判所の判例は、国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、**この自由の保障は、我が国に在留する外国人にも等しく及ぶ**としています（指紋押捺拒否事件：最判平7.12.15）。 テキスト p.29、30
- 2 **妥当である** 最高裁判所の判例は、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、**法律をもって、地方公共団体の長・議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない**としています（最判平7.2.28）。 テキスト p.20
- 3 **妥当である** 最高裁判所の判例は、地方公共団体が、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、**合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり、このような措置は、憲法14条1項に違反するものではない**としています（最判平17.1.26）。 テキスト p.20
- 4 **妥当である** 最高裁判所の判例は、社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することができ、**その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される**としています（塩見訴訟：最判平1.3.2）。 テキスト p.19
- 5 **妥当でない** 最高裁判所の判例は、我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されているものではなく、**再入国の自由も保障されない**としています（森川キャサリーン事件：最判平4.11.16）。 テキスト p.19

## 3

## 外国人の人権

Check!



平27-3

難易度 易

重要度 A

外国人の人権に関する次の文章のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反するが、この自由の保障はわが国に在留する外国人にまで及ぶものではない。
- 2 わが国に在留する外国人は、憲法上、外国に一時旅行する自由を保障されているものではない。
- 3 政治活動の自由は、わが国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等、外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないとは解されるものを除き、その保障が及ぶ。
- 4 国の統治のあり方については国民が最終的な責任を負うべきものである以上、外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することはわが国の法体系の想定するところではない。
- 5 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によってこれを決定することができる。

- 1 **妥当でない** 最高裁判所の判例は、国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、**この自由の保障は、我が国に在留する外国人にも等しく及ぶ**としています（指紋押捺拒否事件：最判平7.12.15）。 テキスト p.29、30
- 2 **妥当である** 最高裁判所の判例は、**我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されているものではない**としています（森川キャサリーン事件：最判平4.11.16）。 テキスト p.19
- 3 **妥当である** 最高裁判所の判例は、**政治活動の自由は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないものを除き、その保障が及ぶ**としています（マクローリン事件：最大判昭53.10.4）。 テキスト p.18
- 4 **妥当である** 最高裁判所の判例は、国の統治のあり方については国民が最終的な責任を負うべきものである以上、**外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することはわが国の法体系の想定するところではない**としています（最大判平17.1.26）。 テキスト p.20
- 5 **妥当である** 最高裁判所の判例は、**社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することができる**としています（塩見訴訟：最判平1.3.2）。 テキスト p.19

## 4

## 公務員の人権

Check!



平30-41

難易度 普

重要度 A

公務員の政治的自由に関する次の文章の空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

〔国家公務員法〕102条1項は、公務員の職務の遂行の政治的〔ア〕性を保持することによって行政の〔ア〕的運営を確保し、これに対する国民の信頼を維持することを目的とするものと解される。

他方、国民は、憲法上、表現の自由（21条1項）としての政治活動の自由を保障されており、この精神的自由は立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的人権であって、民主主義社会を基礎付ける重要な権利であることに鑑みると、上記の目的に基づく法令による公務員に対する政治的行為の禁止は、国民としての政治活動の自由に対する必要やむを得ない限度にその範囲が画されるべきものである。

このような〔国家公務員法〕102条1項の文言、趣旨、目的や規制される政治活動の自由の重要性に加え、同項の規定が刑罰法規の構成要件となることを考慮すると、同項にいう「政治的行為」とは、公務員の職務の遂行の政治的〔ア〕性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして〔イ〕的に認められるものを指し、同項はそのような行為の類型の具体的な定めを人事院規則に委任したものと解するのが相当である。・・・(中略)・・・

・・・本件配布行為は、〔ウ〕的地位になく、その職務の内容や権限に〔エ〕の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから、公務員の職務の遂行の政治的〔ア〕性を損なうおそれが〔イ〕的に認められるものとはいえない。そうすると、本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当しないというべきである。

(最二小判平成24年12月7日刑集66巻12号1337頁)

1 従属	2 平等	3 合法	4 穩健
5 裁量	6 実質	7 潜在	8 顕在
9 抽象	10 一般	11 権力	12 現業
13 経営者	14 指導者	15 管理職	16 違法
17 濫用	18 逸脱	19 中立	20 強制

2024年度版 合格革命 行政書士 基本問題集

発行日 2023年12月24日

初版発行

編著者 行政書士試験研究会

発行者 猪野 樹

発行所 株式会社 早稲田経営出版

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-1-5

神田三崎町ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9027

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© Waseda keiei syuppan 2023

管理コード w5105P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。